

対面授業の拡充等に関する要望書について（案）

県立広島大学後援会

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症への対応策としてこの2年半あまり実施されてきた諸施策（オンライン授業や課外活動の制限など）の今後のあり方に関し、県立広島大学後援会は、オンライン授業のもつメリットとともに学修上明確なデメリット、またキャンパスでの活動が学生に人間的成長の機会を提供しているという点に鑑み、県立広島大学後援会として別紙「対面授業の拡充等に関する要望書」を県立広島大学へ提出する。

2 要望書

別紙 「対面授業の拡充等に関する要望書」のとおり

3 概 要

- 1) 行政からの行動制限要請がない場合は、対面での授業実施を要望。
- 2) 授業の実施方法は担当教員により判断される場合もあるが、原則対面での授業を要望。
- 3) 実験を伴う科目等については、行政からの行動制限要請がある場合でも、対面での授業を要望。
- 4) オンライン授業及び対面授業の混在による、学生の負担について改善策を要望。
- 5) 課外活動に対する制限措置について見直しを要望。
- 6) 以上の要望に関わる改善策をホームページへ周知及び実施するよう要望。

2022年6月25日

県立広島大学学長 森永 力 殿

県立広島大学後援会

対面授業の拡充等に関する要望書

県立広島大学においても本年度にはいりようやく対面授業再開の動きが本格化し、通常の学生生活が戻りつつあります。こうした流れを本後援会としては歓迎し、学長をはじめ各学部の先生方の日頃のご尽力に心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応策としてこの2年半あまり実施されてきた諸施策（オンライン授業や課外活動の制限など）の今後のあり方に関し、本後援会は、オンライン授業のもつメリットとともに学修上明確なデメリット、またキャンパスでの活動が学生に人間的成長の機会を提供しているという点に鑑み、下記の通り要望いたします。

記

1. 行政からまん延防止等重点措置などの具体的な行動制限要請がない場合には、原則対面授業という授業実施方針を徹底していただくようお願いいたします。3キャンパスの学生がキャンパスを移動せず同一の授業を受講する科目などオンライン授業のメリットが明確な科目を除き、対面での授業実施を要望します。

2. シラバス上、あるいは卒業要件上、「対面授業」とされている授業であっても、授業回数（15回）の半分以下であれば、担当教員の判断でオンライン授業が実施できるような運用がなされております。この点でも原則対面授業という方針を徹底していただき、授業回数の半分以下のオンライン授業であっても、それが真に教育上有益かつ不可欠であることを担当教員以外の教員（例えば学長）が認めた場合に限り、実施していただくよう要望します。

3. 実験を伴う科目、実習科目、実物教示や実技指導が不可欠な科目、人文社会科学分野における演習科目（ゼミ）については、まん延防止等重点措置など行政から具体的な行動制限要請がある場合にも、対面での授業を実施していただくよう要望します。これらの科目をオンライン形式で実施し続けることにより、学生が授業参加意欲を低下させ、さらに専門職に求められる技能や理論的理解が十分に形成されないまま卒業してしまうといった事態を、後援会としては強く懸念します。

4. オンライン授業から対面授業への移行期においては、オンライン授業と対面授業が混在する状況がうまれます。その結果、授業を受けるために自宅と大学を短時間でいききしなければならぬといった負担が学生に発生しております。この点についての改善策を要望します。

5. 図書館の利用禁止・制限措置やサークル活動などの課外活動に対する制限措置について、最新の知見にもとづき、その新型コロナウイルス感染症対策としての有効性を評価していただき、必要な見直しを行っていただくよう要望します。

6. 以上の要望にかかわる具体的な改善策を学内でご検討いただき、その結果を（活動基準や方針の説明ではなく）2022年度前期中に大学のHPなどを通じて保護者、後援会、在学生に周知するとともに、実施していただくよう要望します。

以上